

堺市公報 第21号	平成30年5月25日発行
 堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 2

- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 4

<公告>

- 堺市立文化館の開館時間について
【文化観光局文化部文化課】 7

- 農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農水産課】 7

- 南部大阪都市計画道路の案の縦覧について
【建築都市局都市計画部都市計画課】 19

- 都市公園の廃止に係る公告の縦覧について
【建設局公園緑地部公園監理課】 19

- 都市公園の開設に係る公告の縦覧について
【建設局公園緑地部公園監理課】 23

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について
【会計室出納課】 26

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について
【上下水道局総務部給排水設備課】 27

- 堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について
【上下水道局総務部給排水設備課】 28

告 示

堺市告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
鳳東35号線	西区鳳東町5丁487番75地先	旧	4.10	12.60	(才0468)
	西区鳳東町5丁487番75地先	新	4.35	12.60	

堺市告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

- | | | |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道 路 の 種 類 | 市道 |
| 2 | 路 線 名 | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間 | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
戎島町18号線	堺区戎島町5丁15番1地先	旧	4.77 6.25	97.44	(x001) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区戎島町5丁16番1地先	新	5.84 6.43	97.44	
八田寺12号線	中区八田寺町23番1地先	旧	2.70 3.42	27.29	(x357) 開発に伴う寄付 関係分
	中区八田寺町23番1地先	新	4.55 4.90	27.29	
北野田1号線	東区北野田114番28地先	旧	4.52 4.61	20.37	(x168) 開発に伴う寄付 関係分
	東区北野田114番27地先	新	4.61 4.65	20.37	
上野芝向ヶ丘25号線	西区上野芝向ヶ丘町3丁1245番16地先	旧	3.76	10.36	(x079) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町3丁1245番16地先	新	3.88	10.36	
鳳北23号線	西区鳳北町3丁92番4地先	旧	1.72 1.88	6.96	(x139) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳北町3丁92番4地先	新	3.21 3.29	6.96	
鳳北27号線	西区鳳北町3丁92番5地先	旧	1.81 2.11	13.39	(x143) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳北町3丁92番5地先	新	3.26 3.40	13.39	
鳳中6号線	西区鳳中町5丁167番4地先	旧	3.59	24.75	(x152) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳中町5丁167番4地先	新	3.80	24.75	
鳳南22号線	堺市西区鳳南町4丁391番8地先	旧	1.36 2.60	8.84	(x261) 開発に伴う寄付 関係分
	堺市西区鳳南町4丁391番8地先	新	4.06 5.35	8.84	
鳳南22号線	堺市西区鳳南町4丁391番5地先	旧	1.92 2.00	37.02	(x261) 開発に伴う寄付 関係分
	堺市西区鳳南町4丁391番5地先	新	4.31 5.35	37.02	
鳳南25号線	西区鳳南町2丁173番5地先	旧	3.62 3.63	14.05	(x264) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町2丁173番4地先	新	3.81 3.82	14.05	
浜寺石津中2号線	西区浜寺石津町中4丁538番2地先	旧	2.08 2.20	19.13	(x059) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中4丁538番2地先	新	3.06 3.10	19.13	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧	敷地の		備考
		新	幅員m	延長m	
浜寺石津中37号線	西区浜寺石津町中4丁538番2地先	旧	2.10 2.77	13.24	(△094) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中4丁538番2地先	新	3.05 3.39	13.24	
北長尾10号線	北区北長尾町2丁88番2地先	旧	3.64	12.38	(△046) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北長尾町2丁88番2地先	新	4.82	12.38	
常磐23号線	北区常磐町2丁5番1地先	旧	3.96	14.90	(△102) 開発に伴う寄付 関係分
	北区常磐町2丁5番1地先	新	3.98	14.90	
常磐26号線	北区常磐町2丁5番1地先	旧	3.91 3.95	17.96	(△105) 開発に伴う寄付 関係分
	北区常磐町2丁5番1地先	新	3.95 3.98	17.96	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁127番5地先	旧	4.00 4.35	51.48	(△016) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町2丁156番3地先	新	4.35 9.00	51.48	
百舌鳥赤畠35号線	北区百舌鳥赤畠町5丁423番5地先	旧	1.82	14.76	(△061) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畠町5丁423番6地先	新	4.00	14.76	
中茶屋7号線	東区中茶屋81番5地先	旧	2.85 3.55	24.11	(△099) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区中茶屋81番2地先	新	4.00 4.69	24.11	
上野芝11号線	西区上野芝町7丁445番8地先	旧	3.56	16.51	(△014) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区上野芝町7丁445番8地先	新	4.13	16.51	
上野芝50号線	西区上野芝町7丁445番199地先	旧	3.94	23.56	(△053) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区上野芝町7丁445番8地先	新	4.32	23.56	
浜寺諫訪森西16号線	西区浜寺諫訪森町西3丁222番1地先	旧	3.48 4.01	90.72	(△223) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区浜寺諫訪森町西3丁222番1地先	新	4.09 4.36	90.72	
浜寺諫訪森西31号線	西区浜寺諫訪森町西3丁222番1地先	旧	3.64 3.93	49.37	(△783) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区浜寺諫訪森町西3丁222番1地先	新	4.17 4.32	49.37	

公 告

堺市公告第331号

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）第28条第1項第2号の規定に基づき、
堺市立文化館の開館時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例
第27条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

1 開館時間

平成30年6月5日（火）から平成30年6月9日（土）までの期間において、アルフォンス・ミュシャ館の開館時間を9時30分から19時まで（入館は、18時30分まで）とする。

2 理由

堺市立文化館のギャラリーにおける「第2回新日春展 堺展」の開催に伴い、当該開催期間中は、ギャラリーの入場券をアルフォンス・ミュシャ館との共通券とすることとし、来館者の増加を図るため。

~~~~~

堺市公告第332号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第2号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成30年5月10日

堺市

## 1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       | 利用権を設定する農地 |      |          |                     | 利用権を設定する者(貸し手)    |        |                           |            | 設定する利用権   |            |       |          |
|------------------|-------|------------|------|----------|---------------------|-------------------|--------|---------------------------|------------|-----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番   | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名     | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借賃(H) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区丈六217-1-B102 | 藤岡 慎吾 | 美原区阿弥      | 225  | 田        | 1,540               | 堺市美原区阿弥138        | 喜田 宗宏  | 使用貸付による<br>権利             | 田として<br>利用 | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | -     | -        |
| 堺市南区福島2丁1737     | 寺山 久  | 西区太平寺      | 33   | 田        | 1,269               | 堺市西区太平寺37番地       | 井上 八壽榮 | 使用貸付による<br>権利             | 田として<br>利用 | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | -     | -        |
|                  |       | 西区太平寺      | 35   | 田        | 506                 | 大阪狭山市大野台7丁目18番10号 | 井上 達夫  |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 36   | 田        | 591                 | 堺市西区鳳鳴町5丁487-75   | 津田 さつき |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 41-1 | 田        | 410                 |                   |        |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 196  | 田        | 492                 |                   |        |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 197  | 田        | 677                 |                   |        |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 198  | 田        | 806                 |                   |        |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 199  | 田        | 419                 |                   |        |                           |            |           |            |       |          |
|                  |       | 西区太平寺      | 200  | 田        | 1,064               |                   |        |                           |            |           |            |       |          |
| 堺市中区辻之973-1      | 永吉 翠宏 | 東区北野田      | 726  | 田        | 1,646               | 堺市堺区向陵西町3丁3-22    | 深井 範子  | 使用貸付による<br>権利             | 烟として<br>利用 | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借り手)                    |              | 利用権を設定する農地    |       |                                  |                     | 利用権を設定する者(貸し手) |                |                           |                          | 設定する利用権 |                             |       |          |
|-------------------------------------|--------------|---------------|-------|----------------------------------|---------------------|----------------|----------------|---------------------------|--------------------------|---------|-----------------------------|-------|----------|
| 住所                                  | 氏名           | 所在            | 地番    | 現況<br>地目                         | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所             | 氏名             | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容                       | 始期      | 終期                          | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 大阪市西成区北津守4丁目8番17号<br>一般社団法人<br>自然楽農 | 西区太平寺<br>576 | 田             | 1,047 | 堺市中区八田南之町344                     |                     | 寺田 雄一          | (貸借権<br>解除条件付) | 畠として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成40年5月31日  | 1,047   | 毎年年末までに<br>貸し人指定口座に<br>振り込み |       |          |
|                                     | 西区太平寺<br>821 | 田             | 621   | 東京都渋谷区幡ヶ谷3-23-4<br>シースカーラド幡ヶ谷101 |                     | 井上 等           | (貸借権<br>解除条件付) | 畠として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成40年5月31日  | 1,707   | 毎年年末までに<br>貸し人指定口座に<br>振り込み |       |          |
|                                     | 西区太平寺<br>822 | 田             | 472   |                                  |                     |                |                |                           |                          |         |                             |       |          |
|                                     | 西区太平寺<br>823 | 田             | 614   |                                  |                     |                |                |                           |                          |         |                             |       |          |
|                                     |              |               |       |                                  |                     |                |                |                           |                          |         |                             |       |          |
| 堺市北区北花田町3丁39-8<br>津村ヘイジ A101        | 中條 義己        | 西区太平寺<br>623  | 田     | 1,166                            | 堺市北区百舌鳥本町3丁493番地    | 中井 崇雄          | 使用貸借による<br>権利  | 畠として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成33年5月31日  | -       | -                           | -     | -        |
| 堺市西区菱木4丁2746番地                      | 森口 久司        | 南区野々井<br>124  | 田     | 347                              | 堺市南区野々井792-1        | 黒 繁            | 使用貸借による<br>権利  | 田として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成33年12月31日 | -       | -                           | -     | -        |
|                                     |              | 南区野々井<br>127  | 田     | 1,447                            |                     |                |                |                           |                          |         |                             |       |          |
| 堺市北区金剛町2164番地1                      | 芝尾 栄典        | 北区金剛町<br>2518 | 田     | 1,332                            | 大阪市住吉区遠里小野5丁11番5号   | 東野 治彦          | 使用貸借による<br>権利  | 田として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成33年5月31日  | -       | -                           | -     | -        |
| 大阪市住吉区帝塚山西3丁目3-17                   | 釜谷 虎門        | 美原区小寺<br>320  | 田     | 1,024                            | 堺市東区八下町2丁101番地      | 岩崎 弘           | 使用貸借による<br>権利  | 畠として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成33年5月31日  | -       | -                           | -     | -        |
| 堺市東区高松180番地                         | 藤井 一郎        | 東区高松<br>89    | 田     | 958                              | 堺市東区日置庄原寺町43番地1     | 岡原 久仁子         | 使用貸借による<br>権利  | 田として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成33年5月31日  | -       | -                           | -     | -        |
| 堺市東区若堤町3丁125番地                      | 野口 善清        | 東区若堤町2丁<br>66 | 田     | 1,034                            | 堺市東区若堤町3丁158番地      | 安田 貴己子         | 使用貸借による<br>権利  | 田として<br>利用                | 平成30年6月1日<br>平成33年5月31日  | -       | -                           | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       | 利用権を設定する農地 |        |          |                     | 利用権を設定する者(貸し手) |                 |                           |           | 設定する利用権    |       |                            |          |
|------------------|-------|------------|--------|----------|---------------------|----------------|-----------------|---------------------------|-----------|------------|-------|----------------------------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所             | 氏名              | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容        | 始期         | 終期    | 借賃(円)                      | 借賃の支払い方法 |
| 堺市南区稻葉2丁1737     | 寺山 久  | 南区稻葉3丁     | 1568   | 田        | 578                 | 堺市南区稻葉2丁2394番地 | 仲井 正法           | 使用権による<br>田として<br>利用      | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | -     | -                          | -        |
|                  |       | 南区稻葉3丁     | 1569   | 田        | 1,735               |                |                 |                           |           |            |       |                            |          |
|                  |       | 南区稻葉3丁     | 1570   | 田        | 819                 |                |                 |                           |           |            |       |                            |          |
|                  |       | 南区稻葉3丁     | 1571   | 田        | 234                 |                |                 |                           |           |            |       |                            |          |
| 堺市西区愛木4丁2746番地   | 森口 久司 | 西区山田4丁     | 1863   | 田        | 1,038               | 堺市西区愛木3丁2504番地 | 谷野 清豪           | 使用権による<br>田として<br>利用      | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | -     | -                          | -        |
|                  |       | 西区山田4丁     | 1864-1 | 田        | 595                 | 堺市西区愛木3丁2504番地 | 谷野 富美代          |                           |           |            |       |                            |          |
| 和泉市国分町1019番地2    | 田口 栄男 | 西区山田4丁     | 1485   | 田        | 585                 | 堺市西区上3丁4番地     | 中尾 康司           | 賃借権                       | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | 9,200 | 毎年末までに<br>貸し人指定口座に<br>振り込み |          |
|                  |       | 西区山田4丁     | 1489   | 田        | 499                 | 堺市西区上3丁4番地     | 中尾 純子<br>中尾 よつ子 |                           |           |            |       | 7,800                      |          |
| 堺市南区鶴谷3丁3番5-603  | 三浦 明夫 | 南区美木多上     | 2096-1 | 田        | 535                 | 堺市南区美木多上1100番地 | 浅田 勝代           | 使用権による<br>烟として<br>利用      | 平成30年7月1日 | 平成33年6月30日 | -     | -                          | -        |
| 堺市南区鶴尾3丁110      | 山本 一彦 | 南区鶴尾       | 3324-1 | 田        | 1,336               | 堺市南区鶴尾3109     | 西川 茂幸           | 使用権による<br>烟として<br>利用      | 平成30年6月1日 | 平成33年5月31日 | -     | -                          | -        |
|                  |       | 南区鶴尾       | 4038   | 畠        | 1,058               |                |                 |                           |           |            |       |                            |          |

| 利用権の設定を受ける者(借り手)                    |       |       | 利用権を設定する者(貸し手) |       |                     | 利用権を設定する農地      |       |                   | 利用権を設定する者(貸し手)       |        |               | 設定する利用権 |           |  |
|-------------------------------------|-------|-------|----------------|-------|---------------------|-----------------|-------|-------------------|----------------------|--------|---------------|---------|-----------|--|
| 住所                                  | 氏名    | 所在    | 地番             | 現況地目  | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所              | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容                   | 始期     | 終期            | 借賃料(円)  | 借賃料の支払い方法 |  |
| 大阪市中央区南水町2丁目1番8号<br>一般財团法人 大阪府みどり公社 | 中区陶器北 | 2369  | 田              | 1,399 | 堺市東区文六246番地         | 松尾 誠一           |       | 烟として利用            | 平成30年7月1日 平成40年6月30日 | 12,600 | 毎年度 指定口座に振り込み |         |           |  |
|                                     | 中区陶器北 | 2354  | 田              | 1,166 | 堺市中区福田230番地         | 福井 芳信           |       | 煙として利用            | 平成30年7月1日 平成40年6月30日 | 11,100 | 毎年度 指定口座に振り込み |         |           |  |
|                                     | 中区陶器北 | 2357  | 田              | 162   |                     |                 |       |                   |                      | 1,500  |               |         |           |  |
|                                     | 中区陶器北 | 2370  | 田              | 963   | 堺市中区福田140番地1        | 西岡 端博           |       | 煙として利用            | 平成30年7月1日 平成40年6月30日 | 8,700  | 毎年度 指定口座に振り込み |         |           |  |
| 大阪市浪速区日本橋東3丁目15番1号<br>株式会社 フローレス    | 南区野々井 | 38-1  | 田              | 366   | 堺市南区野々井792-1        | 黒 崇             |       | 使用借による権利(解除条件付)   | 平成30年6月1日 平成33年5月31日 | -      | -             |         |           |  |
|                                     | 南区野々井 | 38-2  | 田              | 485   | 堺市南区野々井792-1        | 黒 節子            |       | 田として利用            | 平成30年6月1日 平成33年5月31日 | -      | -             |         |           |  |
|                                     | 南区野々井 | 39-1  | 田              | 244   |                     |                 |       |                   |                      |        |               |         |           |  |
|                                     | 南区野々井 | 39-2  | 田              | 228   |                     |                 |       |                   |                      |        |               |         |           |  |
| 堺市西区山田1丁1086-4                      | 山口 駿彦 | 西区太平寺 | 300            | 田     | 314                 | 河内長野市原町3丁目11番9号 | 東田 和郎 | 使用借による権利          | 平成30年6月1日 平成33年5月31日 | -      | -             |         |           |  |
|                                     |       | 西区太平寺 | 305            | 田     | 876                 |                 |       |                   |                      |        |               |         |           |  |
| 堺市中区八田幸町92番地1<br>長谷川 純子             |       | 南区片瀬  | 89-1           | 田     | 851                 | 堺市南区片瀬617番地     | 櫻井 修  | 使用借による権利(解除条件付)   | 平成30年6月1日 平成33年5月31日 | -      | -             |         |           |  |
|                                     | 16名   |       | 44 箕           |       | 35,547              |                 | 27名   |                   |                      |        |               |         |           |  |

**賃 貸 借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 借賃の支払猶予**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

**(2) 解約権の留保の禁止**

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(3) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(4) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(5) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(6) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(7) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(8) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(9) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付  
(法 18-2-6)

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下、「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかつたとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**みどり公社****2 共通事項**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 利用権の設定**

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

**(2) 借賃の増減額請求**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

**(3) 借賃の改定**

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

**(4) 借賃の支払猶予**

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

**(5) 転貸**

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

**(6) 借賃の減額**

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

**(7) 境界の明示**

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

**(8) 負担の除去**

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

**(9) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

**(10) 租税公課の負担**

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

**(11) 利用権の解約・解除**

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は<br>改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の<br>費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について<br>甲の償還すべき額及び方法 | 備<br>考 |
|----------------|------------------------------|--------------------------------|--------|
|                |                              |                                |        |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類    | 負担区分の内容 | 備<br>考 |
|------------|---------|--------|
| 賦課金（水利費含む） | 転借人負担   |        |



堺市公告第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告する。

当該都市計画の変更の案については、公衆の縦覧に供するので、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに堺市に意見書を提出することができる。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の変更に係る土地の区域

堺市西区浜寺諏訪森町東3丁、浜寺昭和町1丁、浜寺諏訪森町中3丁、浜寺諏訪森町西4丁地内

2 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

(2) 縦覧期間

平成30年5月25日から平成30年6月8日まで

3 意見書の提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

~~~~~

堺市公告第334号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第3条の規定に基づき、都市公園の廃止について、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	堺市第55-03号公共緑地	堺市北区大豆塚町二丁65-5

2 区域

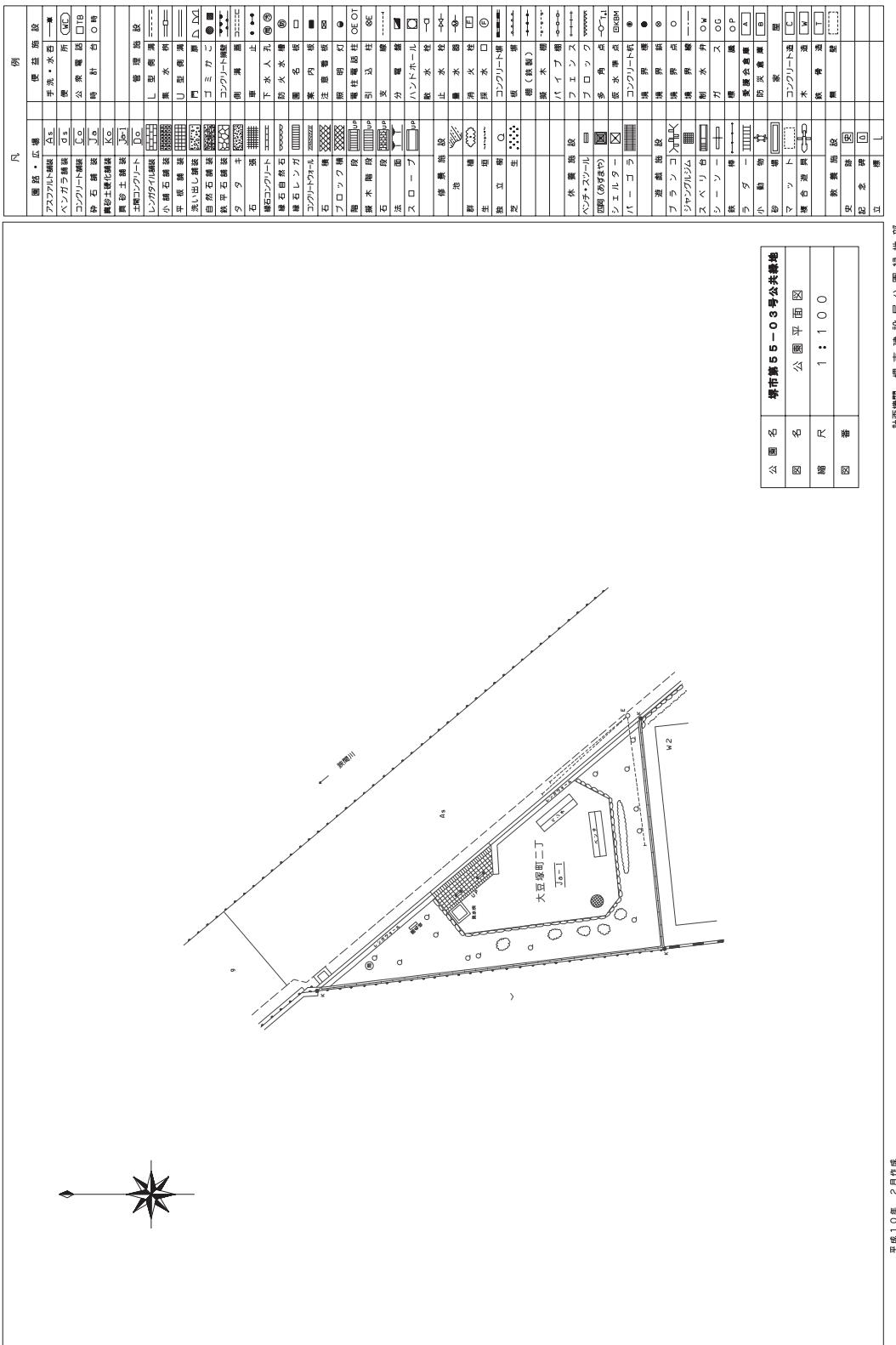
別紙のとおり

詳細については、公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 廃止の日

平成30年5月25日

401-0017
標市第55-03号公共綠地・現況平面圖



平成10年2月発行

1 : 100

位置図



堺市公告第335号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	さくら今池公園	堺市北区新堀町1丁85番1

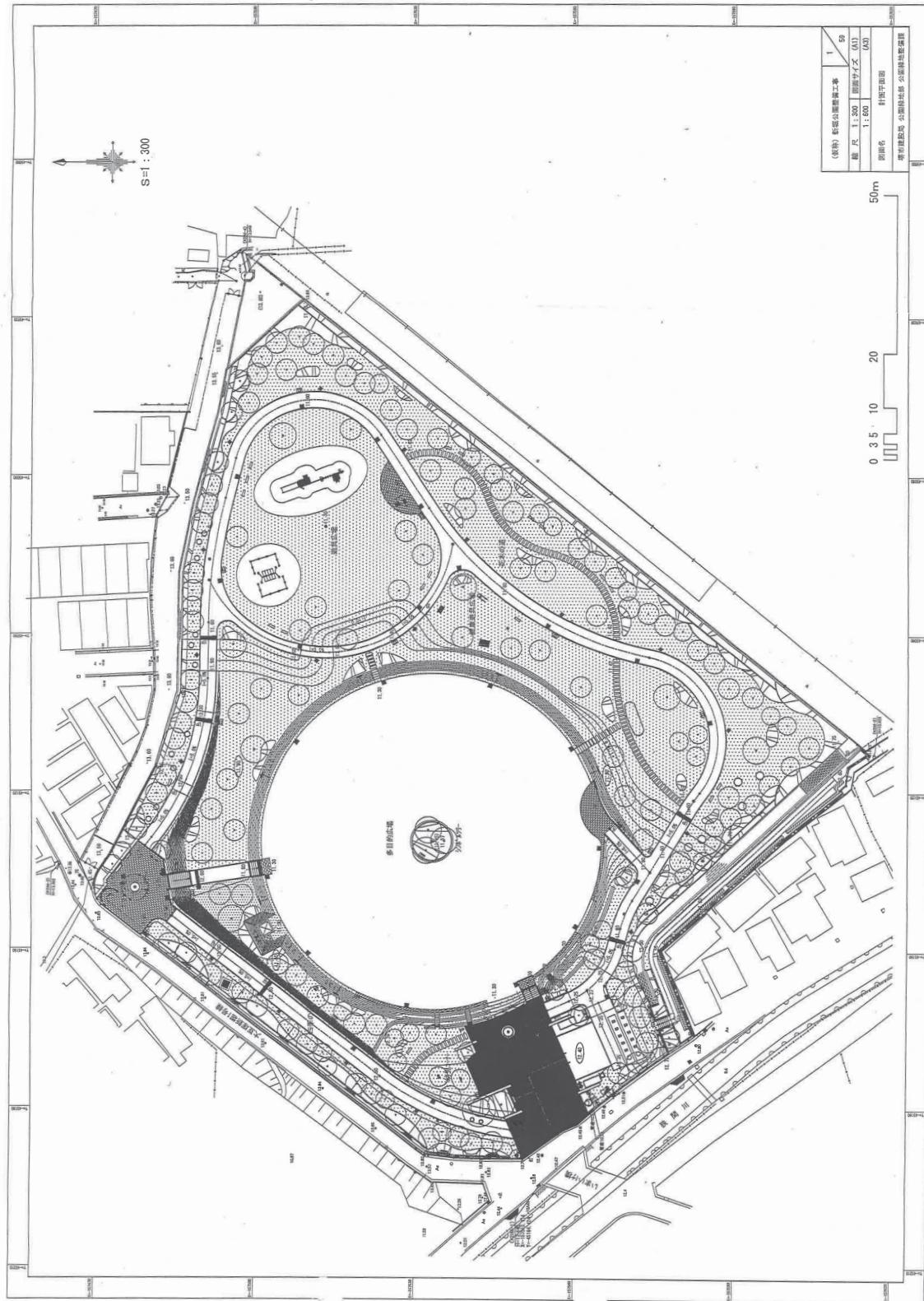
2 区域

別紙のとおり

詳細については、公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

平成30年5月25日





堺市公告第336号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市長 竹山修身

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
会計室出納課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 関西支社
支社長 竹田 錠一
大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 隨意契約に係る契約金額
¥36,602,280-（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第70号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号 第1357号
指 定 年 月 日 平成30年5月8日
事 業 者 の 名 称 株式会社ベストライフ
事 業 者 の 住 所 大東市野崎4丁目7番14号
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 吉村 茂
事 業 所 の 名 称 株式会社ベストライフ
事 業 所 の 所 在 地 大東市野崎4丁目7番14号

指 定 番 号 第1358号
指 定 年 月 日 平成30年5月8日
事 業 者 の 名 称 小出 英郎
事 業 者 の 住 所 高槻市淀の原町18番14号
事 業 所 の 名 称 英工業
事 業 所 の 所 在 地 高槻市淀の原町18番14号

指 定 番 号 第1359号
指 定 年 月 日 平成30年5月8日
事 業 者 の 名 称 株式会社星大
事 業 者 の 住 所 大阪市福島区福島8丁目16番15-1002
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 花野 渥子
事 業 所 の 名 称 株式会社星大
事 業 所 の 所 在 地 松原市岡4-2-4-1C

~~~~~  
堺市上下水道局公告第71号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号 第1658号

指 定 年 月 日 平成30年5月8日

事 業 者 の 名 称 梅崎 偉司

事 業 者 の 住 所 堺市西区上530本田方

営 業 所 の 名 称 梅崎設備

営 業 所 の 所 在 地 堺市西区上530本田方

指 定 番 号 第1659号

指 定 年 月 日 平成30年5月8日

事 業 者 の 名 称 株式会社クラシアン

事 業 者 の 住 所 横浜市港北区新横浜1丁目2番地1

代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 鈴木 一也

営 業 所 の 名 称 株式会社クラシアン堺支社

営 業 所 の 所 在 地 堺市中区深井清水町3487

指 定 番 号 第1660号

指 定 年 月 日 平成30年5月8日

事 業 者 の 名 称 株式会社星大

事 業 者 の 住 所 大阪市福島区福島8丁目16番15-1002

代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 花野 渥子

営 業 所 の 名 称 株式会社星大

営 業 所 の 所 在 地 松原市岡4-2-4-1C